

1 計画策定の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

須賀川市の公共交通は、JR 東北本線（須賀川駅）、JR 水郡線（小塩江駅、川東駅）の鉄道、福島交通のバス路線と市内循環バス（東循環、西循環）、乗合タクシーなどが運行されている。

2009 年度に「須賀川市総合交通ビジョン」（以下「総合交通ビジョン」という。）、2010 年度には「須賀川市地域公共交通総合連携計画」（以下「総合連携計画」という。）を策定し、また、東日本大震災以降は復興事業の進捗にあわせ、住民ニーズを踏まえた運行見直しなどを行い、地域の生活の足を維持してきた。

しかしながら、人口減少社会の進展に伴う財政状況の縮小などにより、効率的な地域公共交通の再編が課題となっている。

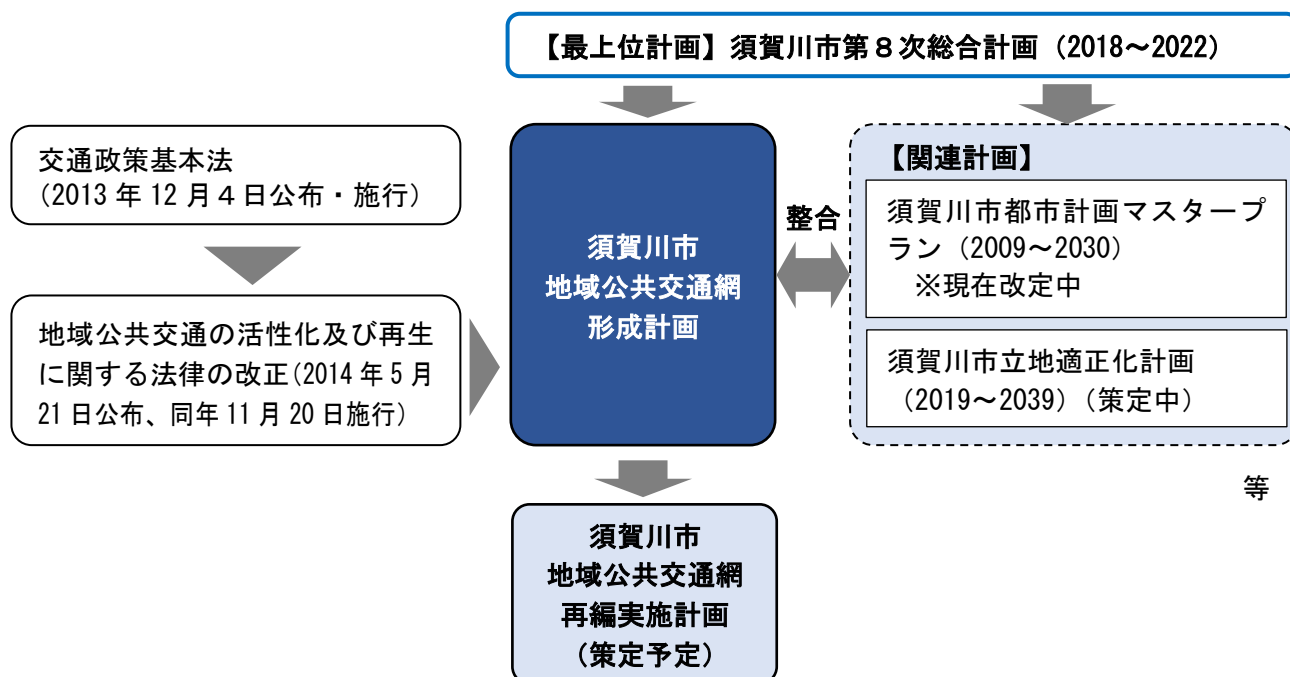
今後は、「総合交通ビジョン」と「総合連携計画」を継承しながら、「機能・役割を明確にした交通相互の連携により、持続可能な効率性・利便性の高い地域公共交通施策の再構築」を目標として、本市のまちづくり等の地域戦略との一体的な地域公共交通ネットワークの形成を図る必要がある。

そのため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（2017 年 5 月 12 日改正）」（以下「活性化再生法」という。）に規定する基本方針に基づき、地域公共交通再編事業へ結びつけられる「地域公共交通マスタープラン」としての須賀川市地域公共交通網形成計画（以下「本計画」という。）を策定し、計画達成状況の評価を行いながらその実現を目指す。

(2) 計画の位置付け

本計画は、活性化再生法第 5 条に規定する法定計画として、最上位計画である「須賀川市第 8 次総合計画（2017 年 12 月策定）」に即し、「須賀川市都市計画マスタープラン（2009 年 10 月策定）」の既存プランや現在見直しを進めている改定プラン、「須賀川市立地適正化計画（策定中）」等との整合を図り、総合的なまちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。

また、本計画の目的実現のため、須賀川市地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定を進めていくものである。



(3) 計画区域

本計画の区域は、須賀川市全域とする。

また、周辺市町村に跨る地域間幹線系統バス（以下「広域路線バス」という。）も対象とする。

※ 須賀川市は、郡山市、鏡石町、天栄村、玉川村、石川町等周辺市町村に跨る広域路線バスが複数運行されており、現在進められている「こおりやま広域連携中枢都市圏」などとの将来的な連携のあり方や広域での計画策定を見据え、区域対象は、広域路線バスを含むものとする。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、中間年度（2023年度）に市民アンケート調査等による評価を行うとともに、計画の期間内においても、今後の社会情勢等の変化に適應するよう必要に応じて計画の見直し・修正を行う。

■本計画と主な関連計画の計画期間

(年度)

年度	~2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024~	
須賀川市第8次総合計画 (2017年12月)		2018~2022							
須賀川市都市計画マスタープラン 現在改定中	2009~2030								
須賀川市立地適正化計画 策定中			2019~2039						
須賀川市総合交通ビジョン (2010年3月)	2010~								
須賀川市地域公共交通総合連携計画 (2011年2月)	2010~2018								
須賀川市地域公共交通網形成計画		計画 策定	2019~2028						
須賀川市地域公共交通再編実施計画				計画 策定	2021~2028				